## 会議録

会議名 平成28年度第3回八王子市文化財保護審議会

日時 平成28年12月20日(火) 午後6:00~午後7:30

場所 八王子市役所 702会議室

出席者 【委員】 相原悦夫会長・加藤哲副会長・阿部朝衛委員・神立孝一委員・

菅原敬委員・津山正幹委員・中村ひろ子委員・西川広平委員・

野嶋和之委員

【事務局】中正由紀課長・金子征史主査・白井進主査・

紺野英二主事・柴田恭典主事

欠席者 岩橋清美委員・鹿島繭委員・堀江承豊委員・本間岳人委員

議題 (1)平成28年度11月1日付八王子市文化財保護審議会委員の委嘱

について

(2)会長・副会長の選任について

協議事項 (3)八王子市指定文化財の指定の諮問について

(御嶽神社の天然理心流奉納額・大野家千人同心関係文書)

報告事項 (4)国史跡八王子城跡保存整備基本構想・基本計画策定検討会について

その他

公開・非公開の別 公開

傍聴人 0人

配布資料 1. 第3回文化財保護審議会次第

2. 協議事項·報告事項資料

会議録 要点筆記とする。

## 開会

白井主査 本日の出席委員は9名ということで会議は有効に成立。今回の会議録の署 名委員は阿部委員にお願いする。

#### (1)平成28年度11月1日付八王子市文化財保護審議会委員の委嘱について

白井主査 ただ今より、文化財保護審議会委員の委嘱状の交付式を行わせていただく。 なお、本日は本来であれば、八王子市教育委員会安間教育長から委嘱状を 交付させていただくところであるが、本日は公務により委嘱状の交付式に は参加できないため、文化財課中正課長より皆様に委嘱状をお渡しする。

(中正課長より委嘱状を交付する)

なお、本日欠席の岩橋清美委員、鹿島繭委員、堀江承豊委員、本間岳人委員にも平成28年11月1日から3年間文化財保護審議会委員に委嘱をさせていただいている。

続きまして、中正課長よりご挨拶させていただく。

中正課長 文化財課長の中正です。これから3年間ということで皆様に文化財保護審議会委員を委嘱させていただいた。八王子市には国の史跡をはじめ、都の史跡などを含め市内には指定文化財が260件ほどあり、そのような状況の中で、文化財の保護・普及ということが課題となっている。特に近年歴史というものが脚光を浴びており、これまでのように歴史を守り、活かし、伝えていくというだけでなく、積極的に様々な分野で活用していくという動きが活発になっている。また八王子市は2017年に市制100周年を迎えるのにあたり、今年10月には小田原・寄居と北条氏の縁を活かし、姉妹都市協定を結んだ。このように過去を活かし、さらに未来へつなげていくということが大事になってきているので、今回就任して頂いた13名の委員の皆様にはそれぞれの専門的な見地を活かして様々なご意見を頂き、それを基に私どもも本市の文化財保護行政を進めていきたい所存である。どうぞ3年間よろしくお願い申し上げる。

#### (2)会長・副会長の選任について

白井主査 会長・副会長の選任に移らせていただく。委員の方でご推薦ご意見のある 方は発言願いたい。 阿部委員 継続した課題がこれからも続き、また経験豊かな方ということで、前回同様に会長を相原先生、副会長に加藤先生にと考えているが、いかがだろうか。

(委員全員承諾)

白井主査 では、相原会長と加藤副会長、今回新たにご就任頂いた西川委員からもご 挨拶をお願いする。

相原会長 このたび平成28年11月から3年間の任期で会長を仰せつかった相原です。八王子市は先ほどの中正課長の話にもあるように、来年に市制100周年を迎えるということで、非常に意義のある年である。また、八王子の歴史文化、特に文化財の保護についてはそれぞれの先生方の協力を得て文化財指定を行ってきた。しかし、文化財は保護ばかりではなく、活用も必要であり、新しい視点から文化財の保護・活用を考えてゆくよい機会になると考えている。文化財の保護というと近世が多いわけであるが、中世の文書もあり、小田原・寄居等の八王子との関係の深い自治体との連携もこれからは重要な施策の1つになるのではと考えている。近現代の文化遺産についても目を投じ、新しい視点から八王子の文化財を検証し、活用に結び付けてゆく形でこれからの文化財保護審議会のやり方を新しい視点で進めていけると思っている。これからの3年間どうぞよろしくお願い申し上げる。

加藤副会長 ただいまご推薦を頂き副会長となりました加藤です。相原会長をお助けしながら、何とか責を果たせたらと思っている。また、委員の皆様方にはぜ ひご協力をお願いしたいと考えている。

西川委員 ただいま紹介賜りました、山梨県立博物館と山梨県富士山世界遺産センターで学芸員をしている西川です。現在は山梨県庁の職員として勤務しているが、16年前までは八王子市郷土資料館で勤務していた。当時は神立先生をはじめ様々な方にお世話になり、また今回このような立場で皆様とお仕事させていただけることを嬉しく思っている。よろしくお願い申し上げる。

白井主査 前回の文化財保護審議会で委員の皆様に現地で現物を見ていただいた、指 定文化財の候補について、平成28年11月14付の教育委員会定例会で 八王子市指定文化財指定の諮問が議決された。ここで文化財課長より文化 財保護審議会会長へ諮問書をお渡しするので、この後協議をお願い申し上 げる。

(中正課長から相原会長へ諮問書をお渡しする。)

## 協議事項 (3)八王子市指定文化財の指定の諮問について

白井主査 それでは引き続き協議事項である、八王子市指定文化財の指定の諮問に入るが、ここで議事の進行を相原会長に委任する。相原会長よろしくお願い申し上げる。

相原会長 それでは平成28年度第3回八王子市文化財保護審議会を開催する。ただいま教育委員会から八王子市指定文化財の指定についての諮問を受けた。この案件については、今年度の第1回、第2回の会議で指定予定の文化財の視察並びに実地の実踏を具にしてまいった。6月の第1回会議において、今回諮問のあった増田蔵六ほか門弟10名が安政3年に奉納した御嶽神社の天然理心流奉納額と中世、近世ならびに明治にかけての古文書12点からなる大野家千人同心関係文書の2件について協議をしていきたい。過去2回にわたり、実踏を含め調査を行ってきたが、今回はさらに協議を詰めていきたいと考えている。今回新任の西川先生もいるので、それも含め、協議を進めていく。

金子主査 ここで新任の西川委員もいるので、改めて資料を見ながらご説明させていただく。1件目の指定案件は御嶽神社の天然理心流奉納額である。指定種別は八王子市指定有形文化財となり、所在地は八王子市下恩方町1268で、近くに西川古柳座がある地域である。作成年代は安政3年、西暦でいうと1856年で、所有・管理は宮尾神社である。指定基準については八王子市指定基準に基づき第一 指定有形文化財、六 歴史資料 (一)政治、経済、社会、文化等歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち地域的又は学術的価値が高いものと考えられている。説明として、江戸時代に多摩地域で盛んであった剣術の天然理心流の門下生が、安政三年に奉納した額であり、タテ86cm、ヨコ155cm(厚さ2cm)の大きさである。額面には、奉納の中心人物である松井金之丞のほか、増田蔵六の門弟9人の名前が墨書されてある。増田蔵六は、江戸時代後期の千人同心で、千人町に道場を構えていたとされ、額面筆頭の山本満次郎は、増田蔵六の門弟で、蔵六の後継者にあたる人物である。これは天然理心流の奉納額のなかでもっとも古く、天然理心流の恩方地区での門人の動向がわかる

貴重な歴史資料といえる。ご存知の方も多いと思うが、天然理心流は新撰組で有名な剣術であり、2代目の近藤三助が亡くなった後、彼の高弟が各地で天然理心流の剣術を教えていく。増田蔵六という人物が八王子を中心に活動している。推測であるが、この人物が御嶽神社で奉納演武などをし、その後このようなことがあったということで奉納したと考えられる。似たもので日野市の八坂神社で天然理心流の奉納額がある。日野市の奉納額より時代が古いというところから、貴重で価値があるということと、多摩地区での天然理心流が盛んだった様子がうかがえる史料として事務局では考えている。

続いての指定案件は大野家千人同心関係資料である。指定種別は八王子市 指定有形文化財のなかでも古文書となる。所在地は郷土資料館で現在寄託 資料となっている。年代は永禄11年から明治元年、西暦では1568年 から1868年にかけてのものとなる。所有者は個人の方である。八王子 市指定基準では八王子市有形文化財の古文書で、古文書類のうち歴史上必 要とされるものと考えられている。所有者は大野家といい、他にも指定文 化財をお持ちのお宅である。大野家は千人同心千人頭荻原氏の配下に属し ており、明治維新後荻原氏は徳川家の静岡移住に伴って移住するが、古文 書は大野家に残された。大野家の千人同心関係文書としては、甲斐武田氏 の家臣として山梨にいたころから、武田氏滅亡後に徳川家康の配下となり、 さらに千人頭として八王子に入り、知行地を安堵され、明治維新を迎える までの古文書12点から成っている。古文書の中には武田信玄書状や、徳 川家康、家光の朱印状など千人同心の歴史だけでなく、日本の歴史的にも 貴重な古文書であると考えられる。ご審議のほどよろしくお願い申し上げ る。

相原会長事務局の方から説明があったが、ご意見などある方はどうぞお聞かせ願う。

加藤副会長 大野家千人同心関係文書ということで、文化財の指定名称についてどのような基準があるのかはわからないが、単に大野家文書としてではなく大野家千人同心関係文書としたところが非常に良いと考えている。名称が大野家文書だけだと一覧表にしたときに中身がわからなくなってしまうことも考えられるし、千人同心関係文書となると中世から近世に時代が変わってゆくときに武田の遺臣が徳川に仕えて千人同心になってゆくという八王子の歴史にそった指定名称になっており良いのかなと思う。確認だが、大野家千人同心関係文書という名称について、あまりにも長くなるのはよろしくないことは承知しているが、大野家所蔵を入れてもよかったのではないかと思うが、なぜ入れなかったのか。

- 新野主事 所有者の方がご高齢ということもあり、市で大切に扱ってくれるなら寄託しても構わないと発言されたことがある。今回寄託資料をあえて指定に至ったのは、所有者の方がご高齢というだけではなく、千人同心の成立から八王子に入ってくるまでの大変貴重な古文書をお持ちということでなるべく資料の散逸を防ぎたいと考えていた。できれば所有者側に働きかけ、ゆくゆくは市で所有できたらとの願いもあり、今回の名称とした。大野家所蔵となると、今後仮に所有者が変更された際に言葉に縛られることも予想されるため、あえて所蔵という言葉をとって対処している。
- 相原会長 ただいまの事務局の説明だと、将来寄託資料が所有者へ変わった場合を想 定して、所蔵という文言を案件の中には入れないということであった。他 に意見のある方はいらっしゃるか。
- 西川委員 大野家千人同心関係文書についてだが、その中の武田信玄判物について、 写真を拝見すると信玄の花押の右上に御判とあるが、後筆でよろしいのか。 もし、御判というのが元々あるようだと、花押影となるので、名称は判物 写となるのではないでしょうか。
- 紺野主事 コピーだと判別しにくいが、本人のものだと判断している。また市史でも 調査しており、写しではないということで進んでいるので、間違いはない と思う。仮に写しの可能性というものは否定できないものなのか。
- 西川委員 実際に確かめないとはっきりしたことはわからないが、全体指定の文書群については千人頭の家に伝わった古文書として、近世八王子のなりたちともかかわり、それが甲斐武田ともつながりがあるということで、由緒としてははっきりしているので、それを語り継いできた資料として貴重であると思う。また一通一通の内容もこれまでの説明で触れられたように、地元のことだけではなく、中世の寄親・寄子制を示すような内容のものもあり非常に貴重であると思う。いずれこの文書群を確認する際は気を付けてみていただきたいと思う。

紺野主事 承知した。

相原会長 他に意見のある方はいらっしゃるか。

神立委員 大野家文書は八王子でも著名な文書で文化財指定することに異論はないが、

大野家にはこれ以外には文書は残っていないのか。

紺野主事 すでに文化財指定されている松原庵星布の肖像画は残っている。その他に もまだあるのではと思い、ご本人に聞き取りを行った。まだあるのではと 思っているが、次の機会に預けざるを得ないと現在考えている。

神立委員 本来ならば、大野家文書全体を一括した状態で指定するのが本来の筋であ ろうと近世の関係から思うが、あえて12点だけを抽出するのはかすかに 抵抗感が残ってしまうのだが。

紺野主事 ご本人の現状での聞き取りではこれ以上ないということなので、そのお言葉を尊重している。

神立委員 承知した。

相原会長 一括といっても状況が状況のため、確認ができた文書だけを今回対象にするということであった。

神立委員 これはまたあとで文書が見つかってきた場合には名称をすべて変更して改めて大野家所蔵文書として指定するという形はありうるのか。

金子主査 手続きとしては、もう一度文化財保護審議会の方から教育委員会定例会に 追加ということはあり得ると思う

神立委員 名称は変更しても構わないということか。

金子主査 そのように考えている。

相原会長 指定の変更などもあるわけで、当然状況が変わってくれば含めるとも考えなくてはならないと思う。実際に10数年か前に文書ではないが、昭和45年に山車を12台指定していたが、後年にその山車に付随する山車人形なども調査し、追加している事例もある。この流れと同じになるのではないだろうか。

神立委員 承知した。

加藤副会長 先ほどの大野家文書の資料の拡大写真はあるのか。御判の部分が午の刻な

ど時が書いている可能性も考えられるので、確認したいのだが。

金子主査 この文書につきましては次回の審議会で現物を確認した上で答申ということも可能だと思うので、検討したいと思う。

相原会長 他に質問・意見がある方はいらっしゃるか。

加藤副会長 所有者の欄が空欄になっていて、管理が宮尾神社ということだが、所蔵関係はどうなっているのか。

紺野主事 所蔵者は宮尾神社の方ではなく、宮尾神社の宮司の高井さんとおっしゃる 方で、恩方の神社全般の宮司を兼務しているので、御嶽神社の宮司という ことで高井さんの所蔵ということになっている。

加藤副会長 宗教法人御嶽神社の所蔵なのか。

紺野主事 所蔵者を決めなければならないので相談したところ、宮司さんの神社なの で所蔵は宮司ということで、指定の同意書には御嶽神社宮司として高井さ んの名を頂いている。

金子主査 こちらの諮問書のところで宗教法人宮尾神社となっているが、そのあとに 高井住和と名前が入っていたのだが、名前が抜けていた。大変失礼いたし た。また、恩方地区の神社を管理しておる宮司さんで高井さんの管理して いる神社の1つが御嶽神社である。ここで訂正させていただく。宗教法人 御嶽神社、その全体の管理で御嶽神社宮司高井住和となる。申し訳ない。

相原会長 通常は神社を管理しているのは宮司さんということでよろしいのか。

金子主査 はい。神社の氏子さんの承諾も得たうえで、手続き上は神社を管理している宮司さんの名前を頂戴している。

相原会長 このような説明でご理解いただけただろうか。また副会長から大野家文書 について実際のものがどのような形で検証できるかはっきりしてから答申 ということも考えられるのではということだが、この意見についていかが するか。

中正課長市史の資料編に読み下しが載っているので、ただいまそれで確認を行う。

野嶋委員 先ほどの御嶽神社の管理者の件だが、あれは管理者ではなくて、あくまで 御嶽神社の宮司高井住和と正式には書く。たまたま高井さんのお宮は宮尾 神社なのだが、兼務しているところ全ての神社の宮司が高井さんとなる。 これが正しい形である。よって、今回の件は御嶽神社宮司高井住和が正し いものになると思う。

金子主査 承知した。そのように訂正する。

紺野主事 近年出た八王子市史の資料編Ⅱの中世に載って編さん室で確認したものに よると、「二月十一日 卯の刻」となっている。今回は資料が見にくくなっ てしまい申し訳ない。

西川委員 書状を書いた時刻が載っているということのようですね。

相原会長 事務局から八王子市史の方で解読したものを是として解釈するということ でしたが、それでよろしいか。

(委員一同承諾)

相原会長 諮問の内容を精査した後で、事務局の方で答申の案をつくって頂いて、教育委員会に提出して頂きたいと思う。よろしいか。

(委員一同承諾)

## 報告事項 (4)国史跡八王子城跡保存整備基本構想・基本計画策定検討会について

相原会長 それでは引き続き、報告事項の国史跡八王子城跡保存整備基本構想・基本 計画策定検討会について説明願う。

金子主査 説明させていただく。八王子城跡は国の指定史跡でもあり、八王子の名前の由来となったお城でもある。近年来場者も多く、5万人を超える状況である。つきまして平成27年2月に策定した国指定史跡八王子城跡保存管理計画書を踏まえ、平成28・29年度で新しく国指定史跡八王子城跡保存管理基本構想・基本計画を策定することを考えている。経過としては、平成17年3月に最初の国指定史跡八王子城跡保存管理計画書を策定。その後平成19年3月には国指定史跡八王子城跡保存整備基本計画書を策定、また平成27年2月に国指定史跡八王子城跡保存管理計画書を策定した。

過去3回の策定の中で、八王子城跡の近隣にお住まいの方もいらっしゃる ということで、昔はそのような方々の住宅の建て替えをしたいということ も認めなかったこともあった。現在はそのようなことはなくし、現状変更 の条件下の元である程度は認めるといったことに取り組んだり、平成24 年に新しく八王子城跡ガイダンス施設といったものをつくるなどして、状 況は変わってきている。平成17年に八王子城跡が日本100名城に認定 されてから来場者も増加しており、整備だけではなく交通・回遊性の向上 といった面も含めて平成27年まで文化財行政を進めている。平成28年 から29年にかけて、国史跡八王子城跡保存管理基本構想・基本計画策定 し、よりよい史跡の整備をしていきたいと考えている。検討会の開催を考 えており、目的としては今後の八王子城跡の整備等の方向を定めたいと考 えている。設置は、平成28年の6月1日、参加者は16名で中世史・自 然史などの学識経験者が9名、林野庁などの関係機関の代表者2名、町会 の方などの地域代表者が3名、公募市民が2名の計16名となっている。 スケジュールとしては、平成28年12月27日に第1回検討会、平成2 9年1月31日に第2回の検討会を予定している。また平成29年3月に は中間報告、平成30年3月には国史跡八王子城跡保存整備基本構想・基 本計画書を刊行する予定となっている。また、計画策定の支援業者として 株式会社イビソクが参画している。イビソクは岐阜県の会社で、主に中部 地方の保存管理計画業務に携わっており、東京には今回が初進出であると いうことだ。このような体制を整え、八王子城跡を整備したい。私どもと しては、八王子城跡の西側の御主殿跡の未調査の部分の整備・調査を念頭 に置き、進めていきたいと考えている。説明は以上である。

相原会長 事務局から概要と経緯の説明があった。国指定史跡ということで、八王子 城跡も全国的に知られるようになった。八王子城跡は中世の資料として八 王子が誇るものであるが、これを将来大切に保存していこうということの ようである。保存計画は平成17年からスタートしており、それ以降に幾度か改訂をしている。今後の予定としては、検討会を重ね、平成30年3月には計画書を刊行するとのことである。出来上がればそれを基本に次世 代につなげるような城跡の整備が進められていくと思う。

ここで事務局にお尋ねするが、ガイダンス施設については、これまでもそれなりのインフォメーションがなされてきたと思うが、利用者の方から意見等はあったのか。

金子主査 ガイダンス施設の入館者は平成27年度だと、54,234名となっている。 また、施設内で歴史講座や、北條氏照まつりなどのイベントで利用、また

教員研修での研修兼休憩スペースとしても使用されているなど、それなり に活用されていると思う。またガイダンス施設について意見等があればそ れを集約し、検討することも考えていきたいと思っている。

- 中正課長 平成27年に策定した、前回の保存管理計画策定書の中でガイダンス施設の更なる活用ということも謳われており、市議会の質問の中には書籍の販売もできないかというものや、遺物の実物の常設展示もできないのかというものもあった。実物の常設展示については、ガイダンス施設の温湿度管理やセキュリティの問題上難しいところもあるが、期間を定めて展示を行うということも考えているところである。特に小田原・寄居の姉妹都市関係が現在注目を集めているので、相互の施設のパンフレットを置くようなことに関しては進めていこうと考えている。
- 津山委員 支援業者としてイビソクが参画しているという話があったが、その会社の 実績を教えていただけるか。
- 紺野主事 岐阜県の岐阜城や山梨県武田氏の関連史跡など、基本的には東京以外のところで沢山仕事をしており、実績は申し分ないと考えている。また、今月アンケートを実施してもらい、コンサルの意見を聞くと10年前と同じアンケートの設問を実施して、10年でどう変わったのか比べると面白いかもしれないと意見を頂いたりした。このようなことから実績と経験といったところからは申し分ないと思う。

西川委員 武田氏館跡でよろしいのか。

- 金子主査 中部地方では多くの実績がある会社で、岐阜城での実績もある。山梨県の 実績もあるが、確認する。
- 野嶋委員 様々なお話があったが、他の城跡に行くと、専門的な厚い書物からパンフレットのようなものまで色々な出版物が置いてあり、料金をとるものもあれば無料で配布しているものもある。このような考えを教育委員会は持った方がよいと思う。というのは教育委員会で出されているものは年々縛りがきつくなっていて、予算がもらえなくて苦しんでいるという状況があるけれども、逆に言えばガイダンス施設には多くの方々が来ているわけで、そこのところは予算をかけて、配布・販売方法等は検討した上で、各地の城跡に置いてある出版物を取り寄せて研究して実施してみるというのはいかがだろうか。例えば、甲府城も復元が進んでパンフレットも何年ごとに

変わってゆくが、八王子は現状このようなことはできないと思うが、日本 100名城の威勢を借りて、このような企画を実施してみるのもいかがだ ろうか。

- 中正課長 八王子城もお城に興味がある方だけでなく、歴史一般に興味のある方や、 散策が目当ての方、自然を楽しみにしていらっしゃる方、また外国からい らっしゃる方と様々な方がおり、興味のありようや熱意・関心も人それぞ れであると思うので、初心者向けのものや、歴史の情報が充実したもので あるとかを準備することも検討していかなくてはならないと考えている。
- 相原会長 国との関係があると思うが、これまで曳橋や御主殿の中の庭園の発掘など 行ってきた中で、まだ未着手のエリアがあると思う。そういったところの 計画も含めて整備していく方針があるかどうか明確にしていく必要がある と思うのだが。
- 中正課長 今回の計画は短期的に実現すべきものと中長期的に実現するものに分けて、 短期のものはこの数年で順次着手していきたいと思う。中長期のものも計 画性をもってやらないと出来上がらないものであるので、長期的なものに ついても長いスパンで計画を立て、用地を確保する部分であるとか、整備 を順次行っていく部分については計画にしっかりと盛り込んでいきたい。
- 相原会長 先ほど話にもあった通り、近年中世の城郭についての関心が非常に強いもので、今までご存知の方もそうでない方も、一度は行ってみようということで八王子城跡に来てみようということが多くなっているようである。八王子城にはガイドの方も居るが、手を着けていないところや民地に関わる部分の整備がこのまま進んでしまうのかと思うところが何か所かあるので、そのところを含めて基本構想・基本計画書策定の中に取り入れられるなら取り入れていただければと思う。
- 中正課長 整備の状況等については随時報告させていただき、こちらで頂いたご意見 は文化財保護審議会の意見として検討会で情報提供し、計画に生かしたい と考えているので、今後ともお気づきの点などあればご意見をもらいたい。
- 阿部委員 経過のところで平成17、19、27、28年と非常に似た名称となっているが、後々のことを考えると、第1次など番号を振った方がわかりやすく、よいのではと思う。また、管理と整備では基本的に意味合いが異なるのか。

- 中正課長 保存管理計画の方がどちらかといえば大きな方針を立てるものになる。本来であれば1度計画を立てたらそれに従って何十年かそれに沿っていくものであると承知しているが、八王子城跡については、ここ10年の整備が著しかったもので、改めて保存管理計画を策定することとなったところである。保存整備基本計画については、整備という言葉が入っているように、保存管理計画を基にした実行計画のようなもので、より下位のものになる。保存管理計画を立てると、整備の実際の計画を立てるというような段取りになっている。実際前回平成17年に策定したものがいわゆる第2期と総称しているもので、2期計画の中でガイダンス施設、御主殿の整備などについても位置づけて、国庫補助を受けながら整備したものである。今度のものは第3期となるので、それがわかるようにしていきたいと思う。
- 金子主査 先ほどご質問いただいたイビソクの実績だが、甲府市の武田氏館、岐阜県 内ですと、岐阜城や美濃国府跡などの整備を行っている。
- 加藤副会長 平成17年と27年の両方の管理計画のときに策定会のメンバーとして加わっていたのだが、17年の時は最初から期間が10年ということだったが、27年のものは期限がないので、この先かなり長い期間でやっていくようである。本来は管理計画書に期限があるのはおかしいという話が出てきて、今回はそれを期限がない形で計画と基本計画を作っていくという話になっているようだ。また保存管理計画の名称に第1期など、策定時期のわかるような名称にされた方が良いのではと思う。
  - 中正課長 短期的には、未調査地区の調査を再考して行っていくとか、皆さんにより 施設を感じていただくための案内板の設置だとか先行して進めていきたい ものを位置付けたうえで、長期的な整備については20年、30年かかる ものなので、長期計画の方に入れていこうと思っている。
  - 相原会長 整備計画というものと基本構想という2つあり、基本構想というのがベースになる考え方だと思うが、それに基づいて具体的に施策をするというのが計画か。この名称に年次がついていないのでいつのものかわからないという意見もあるが、構想と計画の概念のとらえ方が一般の人には理解しにくい部分もあると思う。よって一般の方にもわかるような説明書を作成し、情報を提供していくのが良いと思う。

### その他

(白井主査より以下2点について説明)

- ①第4回文化財保護審議会の日程について
- ②国史跡八王子城跡管理棟改修工事について

(中正課長より新郷土資料館パブリックコメント募集について説明)

(金子主査より特別展「掘り起こされた八王子の歴史」について説明)

相原会長 何か質問のある方は挙手をお願いする。

神立委員 中正課長から説明がありました新郷土資料館パブリックコメントの基本理 念のところでは博物館という名称を使っているが、なぜあえて新郷土資料 館という名称になったのか教えていただきたい。

中正課長 医療刑務所跡地の活用検討の中で、郷土資料館の機能を移転する郷土資料館という言い方をしている。所管としては、現在の郷土資料館にとらわれず、博物館法に位置づけられている登録博物館として、しっかりと八王子の歴史や文化についてより大きな形で活用していきたい、見せていきたいというところがあるので、新郷土資料館という仮称にはしているが、今の発展系でありつつも、しっかりとした博物館をつくりたいという意図で両方の名称を使っている。

神立委員 新博物館ではだめなのか。

中正課長 博物館となると、自然系なども含めた総合博物館といったものを想像されるところがあるので、そうではなくあくまでも歴史系の博物館であるということで新郷土資料館と呼んでいる。ただ自然も歴史とは切り離せないところでもあるので、新しい郷土資料館の中でも自然であったり歴史や文化といったものはきちんと全部見せていかなくてはいけないと思っている。おそらく新資料館ができるころには愛称などについても市民公募なども考えられると思っているので、あまり色を付けない形で新郷土資料館と名乗っている。また活用計画のなかでは歴史郷土ミュージアムという言い方もされているが、そちらについても整理をしていきたい。

相原会長 計画の段階では仮称であるので、建物が建ってから正式な名称が決まって くると思う。

# 閉会